

## 箱根町子ども・子育て会議の役割について

### ○箱根町子ども・子育て会議とは

平成18年度から施行している「箱根町次世代育成支援行動計画」の施行状況や箱根町の現状を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「箱根町子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、町の特性や保護者のニーズ、地域の力を生かすための調査・検討・審議をしていただく会議です。

### ○会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条に基づき、「箱根町子ども・子育て会議条例」で定めるところにより設置したもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関です。各委員は町の非常勤職員です。

### ○会議の審議事項について

平成26年度で終了する次世代育成支援行動計画（母子保健計画含む）に代わる「箱根町子ども・子育て支援事業計画」の策定が主なものとなります。子ども・子育て会議は、箱根町の子ども・子育ての支援に関する重要な施策に関するご意見を、より専門的な立場、より住民に身近な立場から中立公平な審議をします。

### ○審議内容

- ・潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標について
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・計画策定後は、その計画について見直すべき部分はないか

### ○委員として守っていただきたいこと

- ・法令を順守し、町の信用を失う行為はしないでください。
- ・会議で知り得た秘密は、守ってください。委員でなくなった後も同様です。
- ・委員の肩書で政治活動や宗教活動は行わないでください。